

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第4号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																		
1	別表第5（第2条関係） 商工労働観光事務関係手数料	別表第5（第2条関係） 商工労働観光事務関係手数料																		
	<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>15 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定</td><td>[略]</td><td>(1) 質量計 ア 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額（最小目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、</td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	[略]			15 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定	[略]	(1) 質量計 ア 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額（最小目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、	<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>15 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定</td><td>[略]</td><td>(1) 質量計 ア 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額（最小目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、</td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	[略]			15 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定	[略]	(1) 質量計 ア 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額（最小目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、
事務	名称	金額																		
[略]																				
15 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定	[略]	(1) 質量計 ア 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額（最小目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、																		
事務	名称	金額																		
[略]																				
15 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定	[略]	(1) 質量計 ア 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額（最小目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、																		

当該金額の2倍に相当する金額)

(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のもの

a ひょう量が30キログラム以下のもの

1個 1,050円

b～e [略]

(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの

a ひょう量が10キログラム以下のもの

1個 100円

b ひょう量が10キログラムを超えるもの

1個 190円

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの

a ひょう量が5

当該金額の2倍に相当する金額)

(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のもの

a ひょう量が30キログラム以下のもの

1個 1,100円

b～e [略]

(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの

a ひょう量が10キログラム以下のもの

1個 150円

b ひょう量が10キログラムを超えるもの

1個 250円

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの

a ひょう量が5

キログラム以下
のもの

1個 150円

b ひょう量が5
キログラムを超
え20キログラム
以下のもの

1個 190円

c ひょう量が20
キログラムを超
え50キログラム
以下のもの

1個 250円

d ひょう量が50
キログラムを超
え100キログラム
以下のもの

1個 340円

e ひょう量が100
キログラムを超
え250キログラム
以下のもの

1個 520円

f～o [略]

(エ) [略]

イ [略]

ウ 定量おもり又は定

キログラム以下
のもの

1個 200円

b ひょう量が5
キログラムを超
え20キログラム
以下のもの

1個 250円

c ひょう量が20
キログラムを超
え50キログラム
以下のもの

1個 300円

d ひょう量が50
キログラムを超
え100キログラム
以下のもの

1個 350円

e ひょう量が100
キログラムを超
え250キログラム
以下のもの

1個 600円

f～o [略]

(エ) [略]

イ [略]

ウ 定量おもり又は定

量増おもり

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 質量が20キログラムを超えるもの 1個 290円

(2) 体積計

ア 燃料油メーター

(ア) 微流量燃料油メーター

1個 590円

(イ) 簡易燃料油メーター

1個 1,600円

(ウ) 自動車等給油メーター（最大流量毎分120リットルを超えるものを除く。）及び小型車載燃料油メーター

1個 2,100円

(エ) 自動車等給油メーター（最大流量毎分120リットルを超えるものに限る。）

1個 2,300円

(オ) 定置燃料油メ

量増おもり

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 質量が20キログラムを超えるもの 1個 300円

(2) 体積計

ア 燃料油メーター

(ア) 微流量燃料油メーター

1個 700円

(イ) 簡易燃料油メーター

1個 1,700円

(ウ) 自動車等給油メーター（最大流量毎分120リットルを超えるものを除く。）及び小型車載燃料油メーター

1個 2,200円

(エ) 自動車等給油メーター（最大流量毎分120リットルを超えるものに限る。）

1個 2,400円

(オ) 定置燃料油メ

		ーター 1個 <u>2,600円</u> (カ) [略] イ [略] (3) [略]
16 計量法第16条第3項の規定に基づく車両等装置用計量器の装置検査	[略]	タクシーメーター装置 1個 <u>700円</u>
[略]		
20 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査	[略]	(1) [略] (2) 質量基準器 ア [略] イ 基準台手動はかり (ア)～(オ) [略] (カ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき14,000円に500キログラムまでを増すごとに <u>6,900円</u> を加えた金額 ウ～カ [略] (3) [略]
[略]		

[略]

別表第6 (第2条関係)

農林水産事務関係手数料

		ーター 1個 <u>2,700円</u> (カ) [略] イ [略] (3) [略]
16 計量法第16条第3項の規定に基づく車両等装置用計量器の装置検査	[略]	タクシーメーター装置 1個 <u>710円</u>
[略]		
20 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査	[略]	(1) [略] (2) 質量基準器 ア [略] イ 基準台手動はかり (ア)～(オ) [略] (カ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき14,000円に500キログラムまでを増すごとに <u>7,400円</u> を加えた金額 ウ～カ [略] (3) [略]
[略]		

[略]

別表第6 (第2条関係)

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
13 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づく種畜証明書の交付	[略]	<u>2,080円</u>
14 家畜改良増殖法第10条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	[略]	<u>760円</u>
15 家畜改良増殖法第10条の規定に基づく種畜証明書の再交付	[略]	<u>760円</u>
16 家畜改良増殖法第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査	[略]	<u>1,800円</u>
[略]		
17 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	[略]	<u>1,700円</u>
18 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	[略]	<u>1,700円</u>
19 家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	[略]	<u>5,700円</u>

事務	名称	金額
[略]		
13 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づく種畜証明書の交付	[略]	<u>2,120円</u>
14 家畜改良増殖法第10条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	[略]	<u>780円</u>
15 家畜改良増殖法第10条の規定に基づく種畜証明書の再交付	[略]	<u>780円</u>
16 家畜改良増殖法第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査	[略]	<u>1,870円</u>
[略]		
17 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	[略]	<u>1,710円</u>
18 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	[略]	<u>1,710円</u>
19 家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	[略]	<u>5,830円</u>

19の2 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付	[略]	<u>1,700円</u>
19の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	[略]	<u>1,700円</u>
20 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。ただし、伝達性海綿状脳症に係る検査を除く。）	[略]	(1) 牛 ア ブルセラ症の検査 <u>830円</u> イ 結核の検査 <u>730円</u> ウ ヨーネ病の検査 <u>730円</u> エ アからウまでの検査を同時に受ける場合 <u>1,970円</u> (2)～(5) [略]
21 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬	[略]	牛、馬、豚、綿羊及び山羊 <u>680円</u>
22 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する注射	[略]	(1) 牛、馬、綿羊及び山羊 <u>1,100円</u> (2) 豚及びいのしし ア [略] イ その他の注射

19の2 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付	[略]	<u>1,720円</u>
19の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	[略]	<u>1,720円</u>
20 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。ただし、伝達性海綿状脳症に係る検査を除く。）	[略]	(1) 牛 ア ブルセラ症の検査 <u>870円</u> イ 結核の検査 <u>770円</u> ウ ヨーネ病の検査 <u>750円</u> エ アからウまでの検査を同時に受ける場合 <u>2,020円</u> (2)～(5) [略]
21 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬	[略]	牛、馬、豚、綿羊及び山羊 <u>690円</u>
22 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する注射	[略]	(1) 牛、馬、綿羊及び山羊 <u>1,110円</u> (2) 豚及びいのしし ア [略] イ その他の注射

			<u>370円</u>
		(3) 鶏	<u>25円</u>
23 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する薬浴	[略]	(1) [略] (2) 綿羊及び山羊	<u>550円</u>
[略]			

別表第8（第2条関係）

教育事務関係手数料

事務	名称	金額
1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与	[略]	<u>3,300円</u>
2 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与	[略]	<u>3,300円</u>
3 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与	[略]	<u>1,700円</u>
3の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく免許状の新教育領域の追加	[略]	(1) 普通免許状に係るもの <u>3,300円</u> (2) 臨時免許状に係るもの <u>1,700円</u>
[略]		
6 教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	[略]	<u>900円</u>
7 教育職員免許法第15条の規	[略]	<u>1,100円</u>

			<u>380円</u>
		(3) 鶏	<u>30円</u>
23 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する薬浴	[略]	(1) [略] (2) 綿羊及び山羊	<u>560円</u>
[略]			

別表第8（第2条関係）

教育事務関係手数料

事務	名称	金額
1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与	[略]	<u>3,500円</u>
2 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与	[略]	<u>3,500円</u>
3 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与	[略]	<u>1,900円</u>
3の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく免許状の新教育領域の追加	[略]	(1) 普通免許状に係るもの <u>3,500円</u> (2) 臨時免許状に係るもの <u>1,900円</u>
[略]		
6 教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	[略]	<u>1,000円</u>
7 教育職員免許法第15条の規	[略]	<u>1,200円</u>

定に基づく免許状の再交付		
[略]		

定に基づく免許状の再交付		
[略]		

2 別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
115 医薬品医療機器等法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。次項から118の項まで及び122の項から125の項までにおいて同じ。）の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第3号に規定するものに限る。119の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	
116 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第4号に規定するものに限る。120の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
115 医薬品医療機器等法第14条第6項（同条第13項において準用する場合を含む。次項から118の項まで及び122の項から125の項までにおいて同じ。）の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第3号に規定するものに限る。119の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	
116 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第4号に規定するものに限る。120の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	

117 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号に規定するものに限る。121の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
117の2 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所（医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の登録を受けたものに限る。121の2の項において同じ。）に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
118 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業（同条第2項第4号に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査（他の機関を利用して行う試験検査をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）の製造所に係る調査	[略]
119 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬	[略]

117 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号に規定するものに限る。121の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
117の2 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所（医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の登録を受けたものに限る。121の2の項において同じ。）に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
118 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業（同条第2項第4号に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査（他の機関を利用して行う試験検査をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）の製造所に係る調査	[略]
119 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬	[略]

品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は <u>同条第9項</u> の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査		品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は <u>同条第8項</u> の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査	
120 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は <u>同条第9項</u> の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査	[略]	120 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は <u>同条第8項</u> の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査	[略]
121 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は <u>同条第9項</u> の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査	[略]	121 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は <u>同条第8項</u> の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査	[略]
121の2 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は <u>同条第9項</u> の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査	[略]	121の2 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は <u>同条第8項</u> の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査	[略]

122 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第1号に規定するものに限る。126の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
123 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第2号に規定するものに限る。127の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
124 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第3号に規定するものに限る。128の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
124の2 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所	[略]

122 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第1号に規定するものに限る。126の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
123 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第2号に規定するものに限る。127の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
124 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第3号に規定するものに限る。128の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
124の2 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所	[略]

<p>(医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の登録を受けたものに限る。128の2の項において同じ。)に係る調査 (同項の調査を除く。)</p>		<p>(医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の登録を受けたものに限る。128の2の項において同じ。)に係る調査 (同項の調査を除く。)</p>	
<p>125 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業(同条第2項第4号に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査を行うものに限る。)の製造所に係る調査</p>	[略]	<p>125 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業(同条第2項第4号に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査を行うものに限る。)の製造所に係る調査</p>	[略]
<p>126 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が受ける調査</p>	[略]	<p>126 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第8項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が受ける調査</p>	[略]
<p>127 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が受</p>	[略]	<p>127 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第8項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が受</p>	[略]

ける調査	
128 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が受ける調査	[略]
128の2 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が受ける調査	[略]
129 医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく日本薬局方に収められている医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
130 医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医療用医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対	[略]

ける調査	
128 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第8項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が受ける調査	[略]
128の2 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第8項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が受ける調査	[略]
129 医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく日本薬局方に収められている医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
130 医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医療用医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対	[略]

する審査	
131 医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
132 医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医薬品部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
133 医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
133の2 医薬品医療機器等法第14条の2第2項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所（ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬品部外品の製造工程の区分を定める省令</u> （令和3年厚生労働省令第17号。以下この表において「区分省令」という。）第2	[略]

する審査	
131 医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
132 医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
133 医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
133の2 医薬品医療機器等法第14条の2第2項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所（ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項に規定する医薬品又は医薬品部外品の製造工程の区分を定める省令</u> （令和3年厚生労働省令第17号。以下この表において「区分省令」という。）第2	[略]

条第3号に規定する区分に係るものに限る。)に係る調査	条第3号に規定する区分に係るものに限る。)に係る調査
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月1日から施行する。